

会 議 録

会議の名称	第 7 期 第 1 回那珂川市まちづくり住民参画推進委員会		
開催日時	令和 6 年 2 月 19 日 (月) 19:00 ~ 20:00	開催場所	那珂川市役所 2 階第 1・2 会議室
出席者	1. 委員 河野会長、藤副会長、今村委員、白水委員、菅委員、羽良委員 ※長谷川委員は欠席 2. 執行機関（事務局） 浅香総務課長、石内協働のまち推進担当係長、福川 3. その他 傍聴者 3 名		
配布資料	・資料 委員会資料一式		
公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 ・ <input type="checkbox"/> 一部開示 ・ <input type="checkbox"/> 非開示 （理由：情報公開条例第 9 条第 1 項第 号に該当）		
1. 開会のことば 2. 委嘱状交付 3. 那珂川市まちづくり住民参画条例の概要および委員会の役割について ※別紙資料②③のとおり事務局より説明 4. 会長・副会長選出 推薦により、河野会長、藤副会長に決定 5. 報告事項 (1) 第 6 期住民参画推進委員会の振り返り (2) 第 7 期の進め方について ※別紙資料④⑤のとおり事務局より説明 会 長 ：第 6 期の振り返り及び第 7 期の進め方にご意見、ご質問等はあるか。 委員一同 ：ない。 6. 議事 (1) まちの底力応援補助金について ※別紙資料⑥⑦⑧のとおり事務局より説明			

会 長：前回の委員会において出された課題等を整理し、取りまとめていただいている。新たな制度案についてご意見等ある方はいるか。

委 員：新たな制度の導入に関して、スケジュール感を伺いたい。

事務局：新たな制度について、運用を開始するのは令和7年度からになると考えている。令和6年度の予算要求は令和5年の10月頃に終了しているため、これから変更等を行うことはできない。そのため、本日の委員会で制度案に対しご意見をいただき、令和6年度に予定している2回の本委員会で内容を固めて、令和7年度から実際に運用したいと考えている。

委 員：承知した。

委 員：単年度の採択事業は、1年間の補助終了後にまた1年というように再度申請することはできないという認識で良いか。

事務局：この件について、委員の皆様にご意見をいただきたい。例えば、ある団体が清掃活動をベースとして採択され単年度事業を行った後に、清掃活動以外の活動でもう1年採択されることになるとする。これは考え方によっては、ある1つの団体が常に補助金をもらい続けることができるような形になってしまう。一方で、継続事業として7年間補助金を交付し、その後団体が自走する事を目的としている既存の補助金枠もあるため、その棲み分けについても様々な考え方があると認識している。

委 員：これまであった制度と並行して、単年度補助の部門を新たに設立するという認識で良いか。

事務局：おっしゃるとおりである。前回の委員会において、このようなご時世の中、7年間継続させることを前提で事業を立ち上げることは難しいのではないかという意見があった。また、7年間事業を継続する必要はなく、単発的に事業を行いたいというような申請団体からの意見もあり、これらの意見を踏まえ県内の自治体の類似する補助金を調査したところである。その結果、久留米市で行われている補助金のイメージが目指すところに近いと感じたため、資料として提供させていただいた。

会 長：ここまでの意見や事務局の回答について、ご意見やご質問等あればお受けしたい。今回の委員会では事務局より提案された案に対し、採決を取ることが目的ではなく、今回出た意見をもとに次回までに事務局で検討したものを次回報告していただきたいと考えている。

委員：予算が伴うということだが、現時点で単年度部門で採択する団体数の基準等はあるのか。

事務局：現時点では、予算を理由として採択団体数の上限を設けることは考えていない。理由としては、まちの底力応援補助金は市内約 30 箇所に設置しているまちづくり自動販売機の売上において補助をしており、売上額を考慮すると、予算的には余裕がある状況でもある。
単年度事業の募集を行った際にどの程度の応募が来るか想定する必要があるため、久留米市等に話を伺い、人口比率等も考慮しながら情報収集を行う。

委員：単年度事業を採択された団体に対し、1 年間の補助終了後に同一の活動に対し、その後も継続はしてもらおう方向でお願いをするのか。継続をするように促さなければ、ただお金をもらうだけというような形になる可能性がある。

事務局：市のための公益性がある事業に対し補助金が交付されるという前提で考えると、市民及び行政にとって継続していただきたい活動を行われると思う。そのため、事務局としては継続していただきたいという意向はヒアリング等を通して伝えていく必要があると考えている。その中で、どうしても単発的にしか行うことのできない事業もあると思うので、そこは事業内容によって対応を変えていく必要があると考えている。

会長：今回は案として単年度の部門ということで提案されたが、本委員会では 1 年ではなく 2 年の部門の方が良いのではないかという議論はせず、単年度の部門という枠組みの中でその在り方を考えるという認識でいいか。

事務局：今回提案させていただいた制度は 1 年ということで考えている。理由としては、現在の制度である最大 7 年間の補助金は、理想としては 7 年間の補助終了後に自走するという形があるが、中には 7 年に満たずして事業を終了する団体もある。そのため、2 年以上の事業を行う団体は現在ある制度を利用していただき、これまで不採択になっていた複数年の事業が難しいという団体に対して単年度の部門を利用していただきたいと考えている。

(2) 協働研修について

※別紙資料⑨のとおり事務局より説明

委員：動画はいつから閲覧可能になるのか。

事務局：次回の本委員会の開催予定日である令和 6 年の夏頃を予定している。説明にもあったように、動画を完成させてからご意見をいただくということになる

と、修正が困難になってしまうため、今回は資料のみご確認いただき分りにくいところ等ご意見いただければと考えている。動画では音声による詳しい説明等も入れていく予定である。

会 長：資料だけをみると堅苦しい内容のように見えるが、事務局が持っている動画のイメージを教えてください。

事務局：住民参画条例に関する鶴内容のため会長ご指摘の通り堅苦しい感じになっていると思う。第6期の委員会の中で視聴した古賀市の動画では、職員による掛け合い等があったと記憶しているが一定の力量が必要なので、資料の作り方や解説で分かりやすさを重視していきたい。

住民参画条例の中に住民参画提案という18歳以上の方であれば100名以上の連名をもって市に政策提案ができるという制度がある。このことから動画のターゲットの一番低い年齢は18歳になると思うので、高校生にもわかりやすいような言葉を使う予定である。

委 員：現時点では読み原稿の台本は無く、今後調整していくということだと思うが、動画ということで理解度や興味、関心が異なる幅広い方を対象として同じ内容を見てもらうということになる。そのため、作成者が何を伝えたいかを明確にしておく必要がある。今回の資料では、条例の説明に重点を置くのか、協働や住民参画の理解に重点を置くのか等の伝えたいことが感じにくい。条例の説明は、市役所の新規採用職員向けであれば良いかもしれないが、高校生が視聴すると想定するとハードルが高いものになると感じるかもしれないので、協働や住民参画の理解に重点を置く内容の方が良いような気がする。古賀市の動画は、このあたりの内容のバランスが良かったように感じる。ただ、古賀市の動画は住民向けであり、職員等は対象としていない。条例を重点に置くことが悪いというわけでない。

事務局：今回の資料は条例の説明が前面に出ているが、事務局としてはこの動画だけで協働や住民参画に関する説明が終わるわけではないと考えている。今回は住民参画条例についてという内容だが、今後はまちの底力応援補助金や協働等の様々な内容の動画のアーカイブを残していくという形を考えている。

そのため、先ほどおっしゃったように、興味関心に応じて好きな動画を見ていただくことを最終的なイメージとして持っている。その中で、今回の案では条例を全面に押し出してはいるが、例として住民政策提案によって出来たこどもの権利条例といった子どもが比較的身近に感じられるような内容を入口にするのも良いのではないかと感じたため、検討していきたい。

委 員：条例の説明をメインにするのであれば、条例をメインにする意図を明確にもって作成すると良いと思う。そのような内容にするのであれば、今回の資料

にある「協働と住民参画の違い」というような内容は無くして、なぜ住民参画条例が出来たのかというような背景の内容を入れた方が良いと思う。

会 長：今回の意見等を踏まえて事務局に検討していただければと思う。

8. その他

(1) 次回の開催日程について

終了